

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十年三月二十一日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

安芸太田町				事業主体
加計北部地区 (月の子工区)	加計北部地区 (上杉工区)	加計北部地区 (下杉工区)	加計北部地区 (穴袋工区)	地区名
区画整理事業				事業名
平成一三年三月九日	平成一三年二月二二日	平成一一年三月二四日	平成一〇年三月二七日	完了年月日